

MA2012-2

船 舶 事 故 調 査 報 告 書

平成24年2月24日

運 輸 安 全 委 員 会

(東京事案)

- 1 貨物船 HARMONY WISH 貨物船 しんかずりゅう 衝突
- 2 モーターボート Capricorn 衝突 (防波堤)
- 3 貨物船 STAR KVARVEN 作業員死亡

(地方事務所事案)

函館事務所

- 4 漁船美幸丸 漁船第5坂井丸 衝突
- 5 漁船片瀬丸 乗組員死亡
- 6 漁船第三十八龍宝丸 漁船第三十八成徳丸 衝突

仙台事務所

- 7 貨物船美保丸 乗組員死亡
- 8 漁船第八丸三丸 乗揚
- 9 貨物船 ZI HONG 油送船董和丸 衝突
- 10 貨物船平尾山丸 漁船第二弘氣丸 衝突
- 11 漁船新生丸 火災
- 12 漁船愛宕丸 乗組員死亡

横浜事務所

- 13 監視艇やはぎ 衝突 (防波堤)
- 14 モーターボート葵 沈没
- 15 漁船第五十六石田丸 火災
- 16 漁船第七共進丸 乗揚
- 17 漁船光宝丸 手漕ぎボート (船名なし) 衝突
- 18 モーターボート遊 乗組員死亡
- 19 遊漁船国盛丸 乗揚
- 20 油タンカーうわかい 衝突 (防波堤)
- 21 漁船石屋丸 漁船義栄丸 衝突
- 22 油タンカー美和丸 衝突 (灯標)
- 23 漁船第八東海丸 乗揚
- 24 漁船第二十八大成丸 浸水
- 25 漁船海幸丸 乗揚
- 26 漁船第七漁徳丸 モーターボート ASOMARU 衝突
- 27 漁船第十二源榮丸 乗組員負傷
- 28 漁船第十八常磐丸 六号艇 火災

神戸事務所

- 29 砂利採取運搬船八幡丸 定置網 損傷

- 30 液体化学薬品ばら積船するが丸衝突（可動橋）
- 31 貨物船第三大黒丸モーターボート海遊衝突
- 32 水上オートバイマスト被引浮体搭乗者負傷
- 33 プレジャーモーターボートK u u I p o V衝突（定置網）
- 34 貨物船てつりゅう衝突（岸壁）
- 35 遊漁船明石丸火災
- 36 引船兼押船兼作業船兼交通船第十二長崎丸沈没

広島事務所

- 37 プレジャーモーターボート仁新丸乗揚
- 38 旅客フェリー幸運丸衝突（防砂堤）
- 39 旅客船まりんあすかⅡ旅客負傷
- 40 プレジャーボート和正弘丸プレジャーボート海王丸衝突

門司事務所

- 41 漁船第五大黒丸沈没
- 42 自動車運搬船CITY OF OSLO 貨物船第七菱洋丸乗揚
- 43 貨物船IRIS 漁船203長生丸衝突（錨索）
- 44 水上オートバイまひろ号水上オートバイTUKASA衝突
- 45 貨物船第八白鳥丸乗揚
- 46 漁船三栄丸転覆
- 47 貨物船ORIENTAL SAPPHIRE 貨物船ESPERANZA II衝突
- 48 漁船第三十八大栄丸漁船第二春日丸衝突
- 49 漁船孝進丸漁船政丸衝突
- 50 漁船盛漁丸プレジャーボート拓海丸衝突

長崎事務所

- 51 漁船第二かづ丸モーターボート晴丸衝突

那覇事務所

- 52 漁船第三安莉丸乗組員死亡
- 53 水上オートバイふしいぬしま6号被引浮体搭乗者負傷

本報告書の調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない。

運輸安全委員会
委員長 後藤 昇 弘

《参 考》

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて

本報告書の本文中「3 分 析」に用いる分析の結果を表す用語は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」
・・・「可能性があると考えられる」

17 漁船光宝丸手漕ぎボート（船名なし）衝突

船舶事故調査報告書

平成24年1月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年7月15日（金） 12時40分ごろ
発生場所	愛知県南知多町大井漁港東方沖 大井港口灯標から真方位178° 0.19海里付近 （概位 北緯34° 43. 2′ 東経136° 58. 3′）
事故調査の経過	平成23年7月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{みつぼう} 光宝丸、3トン AC3-36687（漁船登録番号）、個人所有 9.78m（Lr）×2.39m×0.82m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和61年3月9日 B 手漕ぎボート（船名なし） 船舶番号なし、良徳釣具餌店 3.52m×1.11m×0.48m、FRP
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 44歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年4月14日 免許証交付日 平成22年11月1日 （平成28年4月13日まで有効） B 操船者B 男性 47歳
死傷者等	A なし B 負傷 1人（操船者B）
損傷	A 船首船底に擦過傷 B 全損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、大井漁港東方沖を帰航のために速力約6ノットで西進中、船長Aが、操船時の前方視界を確保するために使用している踏み台から下り、航海計器の電源を切断した後、再び踏み台に上がることなく、前方の視界を十分確保しないまま航行した。 B船は、操船者Bが1人で乗り、手漕ぎにより帰航のために大井漁港東方沖を南南西進中、操船者BがまっすぐにB船に接近するA船に気付いた。 両船は、平成23年7月15日12時40分ごろ、大井漁港東方沖において、A船船首とB船左舷が衝突した。 A船は、B船の左舷中央付近から右舷船尾側へ乗り切った。

	<p>船長Aは、衝撃を感じ、自船の左舷船尾側に操船者Bと散乱した荷物を見てB船の存在に初めて気付き、操船者Bを救助した。</p> <p>本事故により、B船は、沈没し、操船者Bは、右足に骨折等を負った。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>								
その他の事項	<p>船長Aは、通常、船橋後方の操縦台で操船していたが、操縦台により前方の水平線が見えづらい状況であったことから、高さ約30cmの踏み台に乗って操船し、入航前に踏み台から下り、航海計器の電源を切った後、再び、踏み台に上がって操船していた。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり、B なし</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td>A船は西進中、B船は南南西進中、大井漁港東方沖において、船長Aが、前方視界確保用の踏み台から下りて操船していたことから、B船に気付かず、A船船首とB船左舷が衝突したものと考えられる。</td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B なし	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	A船は西進中、B船は南南西進中、大井漁港東方沖において、船長Aが、前方視界確保用の踏み台から下りて操船していたことから、B船に気付かず、A船船首とB船左舷が衝突したものと考えられる。
乗組員等の関与	A あり、B なし								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	A船は西進中、B船は南南西進中、大井漁港東方沖において、船長Aが、前方視界確保用の踏み台から下りて操船していたことから、B船に気付かず、A船船首とB船左舷が衝突したものと考えられる。								
原因	<p>本事故は、大井漁港東方沖において、A船が西進中、B船が南南西進中、船長Aが、前方視界確保用の踏み台から下りて操船していたため、B船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・踏み台のような応急的な手段ではなく、航走中、常時、前方視界が確保されるよう改造することが望ましい。 								